

北海道開発局「インフラツーリズムほっかいどう」 三笠 新桂沢ダムと岩見沢バラ園 新篠津温泉



■三笠 新桂沢ダム

1957（昭和32）年に完成した桂沢ダムを11.9mかさ上げを行い、今年完成したダムです。国が管理するダムでは初の同軸かさ上げを行ったダムです。この工事で水を貯める量は約1.6倍増えました。



■出発日／2024年6月26日（水）

■旅行代金／10,500円（おとなお1人様・子ども同額）
(※インターネットからの予約で500円引き)

■最少催行人員／15名

■食事／昼食1回

■添乗員／同行

■バスガイド／なし

■利用バス会社／北海道中央バスグループ又は
ドリーム観光バス

おすすめポイント！

★普段は見ることができないダムの内部を、北海道開発局職員の解説で見学します。

★昼食は、イタリアンレストランにて、ピザ・パスタのイタリアンランチです。

★岩見沢公園バラ園の散策や、新篠津温泉たっぷの湯での日帰り入浴をお楽しみください。（タオル・着替えなどご持参ください。）



集合／中央バス札幌ターミナル1階待合室（出発の15分前集合）

食事

（8：45集合）中央バス札幌ターミナル<9：00出発> ===== (高速道路経由) =====

朝×

===== 三笠 新桂沢ダム（北海道開発局職員の解説付きで、展示室・ダム下・監査廊などを見学★①）<約60分> =====

昼○

===== 岩見沢・ピッセリア ルッチ（ピザ・パスタのイタリアンランチ）<約50分> =====

夕×

===== いわみざわ公園バラ園（散策）<約60分> ===== 新篠津温泉たっぷの湯（入浴★②）<約80分> =====

===== 中央バス札幌ターミナル<17：00頃>

*青字は下車観光地、赤字は入場観光地となります。天候や道路状況、見学個所の都合等により、到着時刻や行程内容が変更となる場合がございます。

★①監査廊見学時は、ヘルメット（現地貸出）を着用していただきます。ダム内部の見学は急な階段（29段）があります。裏面の注意事項をお読みください。

★②タオル・着替えなどご持参ください。シャンプー、ボディソープは浴室に備え付けがございます。

<https://www.cb-tours.com>

写真はすべてイメージです。

LINE公式アカウントを開設！
友達登録していち早く旅の情報をゲットしよう！



北海道開発局「インフラツーリズムほっかいどう」のツアーご参加に当たって下記注意事項をご確認ください。

- ①見学の際には、北海道開発局職員の指示に従って行動してください。
 - ・衣服や履き物が汚れる場合があります。また、動きやすい服装と履き物（運動靴など）で参加してください。・雨天決行時の雨具や防寒具等は各自で用意してください。
 - ・カメラや携帯電話など落下の恐れがあるものは、ストラップ等を着用してください。
 - ・本人の不注意によるケガ、事故等については、北海道開発局では一切その責任を負いません。（※施設や作業等見学前の飲酒はお控えください。）
 - ・万が一の場合に備え、「傷害保険」等への加入をお勧めします。
 - ・悪天候や災害等の事由により、施設や作業等の見学を中止させていただく場合があります。
 - ②広報用としてツアーの様子を撮影させていただく場合がありますので、ご承知おきください。
 - ③ツアー終了後、バス車内にてアンケートにご記入をお願いいたします。
- なおアンケート記入に対する報酬はございません。

集合場所のご案内



旅行条件[要旨]

お申込みいただく前に、この旅行条件書とコースのご案内を必ずお読みください。詳しい旅行条件を説明した書面を後ご用意致しておりますので、事前に確認の上、お申込み下さい。この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件書面及び旅行契約が締結されたときは、同法12条の5に定める契約書面の一部となります。

この旅行は北海道中央バス㈱（以下「当社」という）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。また旅行条件は以下によるほか、別途お渡しする旅行条件書（全文）、出発前にお渡しする最終行程表と称する確定書面及び旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申込み及び契約の成立時期

(1)所定の申込書に所定事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申込み下さい。お申込金は、旅行代金のお支払いの際は差し引かれて頂きます。

(2)電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の確認の旨を通知した翌日から起算して3日以内にお申込書提出とお申込金の支払いをして頂きます。

(3)旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立するものとします。

(4)申込金(お 1人様)

旅行代金 3万円未満 お申込金 6,000円
6万円未満 12,000円
10万円未満 20,000円
15万円未満 30,000円
15万円以上 旅行代金の20%

●団体グループ料金について

(1)当社は団体グループを構成する旅行者の代表者として契約責任者から、旅行の申し込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者か有しているとみなします。

(2)契約責任者は当社が定めるまでに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(3)当社は契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については何ら責任を負うものではありません。

(4)当社は契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行発券の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前(お申込みが間際の場合は当社が指定する期日まで)にお支払い下さい。また、お客様が当社提携のカード会社のカード会員である場合、お客様の署名なしで旅行代金・取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用料はお客様の申し出がない限り、お客様の負担と致します。

●旅行代金の返却

(1)参加されるお客様のうち、特に注釈がない場合、満12歳以上の方はあとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは3歳以上)12歳未満はこれども料金となります。

(2)旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日ご利用人数でご確認下さい。

●旅行内容の変更

当社は、旅行締結後であっても、天災事変、戦乱、暴動、連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公庁の命令、当社の運行計画に沿らない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の運送料金を支払うためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ迷やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することができます。ただし、緊急の場合はいつでもやむを得ないときは変更後に説明致します。

●旅行代金の変更

前項目により旅行内容が変更され、旅行実施にによる費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けないかった旅行サービスに対して取扱消込、契約料その他の料金に支払い、またはこれから支払わなければならぬ費用を含みます)が増加したときはサービスの提供行われているにも関わらず運送・宿泊機関等の座席・部屋等の設備の不都合が発生したことによる変更の場合を除き、当社は変更差額の旅行代金を変更します。

●取消料

(1)旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日	取消料(お 1人様)
旅行開始日の前日から超算してさかのぼって	1)21日目にあたる日以前の解除 (日帰り旅行にあたっては11日目) 無料
	2)20日目に(日帰り旅行にあたっては10日目)あたる日以降の解除 (3~6を除く) 旅行代金の20%
	3)7日目にあたる日以降の解除 (4~6を除く) 旅行代金の30%
	4)旅行開始日の前日の解除 旅行代金の40%
	5)旅行当日の解除 旅行代金の50%
	6)旅行開始後の解除または無連絡不参加 旅行代金の100%

※貸切船舶を利用する旅行については、上記の表によらず、コードページに記載する旅行条件が適用となります。

※当社の責任とならない各種ローンの取扱上の事由に基づき、お取消しになる場合も上記取消料をお支払い頂きます。

※お客様の都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程上的一部変更についても、全体に対するお取消みなし、取消料の対象となります。

(2)お客様は下記に該当する場合は取消料なしで、旅行契約を解除することができます。

①契約内容の重要な要素が変更が行われたとき
②前項目に基づき旅行代金が増額が定されたとき
③不可能になったとき、または、その恐れが極めて大きいとき
④当社がお客様に対して、前述定める日までに、最終日程表を交付しなかったとき
⑤当社の席をすべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となつたとき

●当社による旅行契約の解除及び旅行中止

(1)お客様が当社が定める期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、取消料に相当する額の違約金をお支払い頂きます。

●特別補償

当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款、別紙特別補償規定に基づき、お客様が募集型企画旅行にて発生した損害について賠償致します。

●特別補償

当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款、別紙特別補償規定に基づき、お客様が募集型企画旅行にて発生した損害について賠